

第3期みさき子どもとおとなも輝くプラン【概要版案】

1 計画策定の趣旨

本町では少子高齢化の進展とともに核家族化・共働き世帯の増加が進んでおり、地域のつながりの希薄化も起こっています。令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、地域のつながりの希薄化に拍車がかかっており、保護者が精神的に孤立し、子育てにおける負担感・不安感を感じやすい状況になっていると考えられます。

その対応として、地域における子どもと子育て家庭を地域全体で支援する「第3期みさき子どもとおとなも輝くプラン」(以下、「本計画」という。)を策定します。

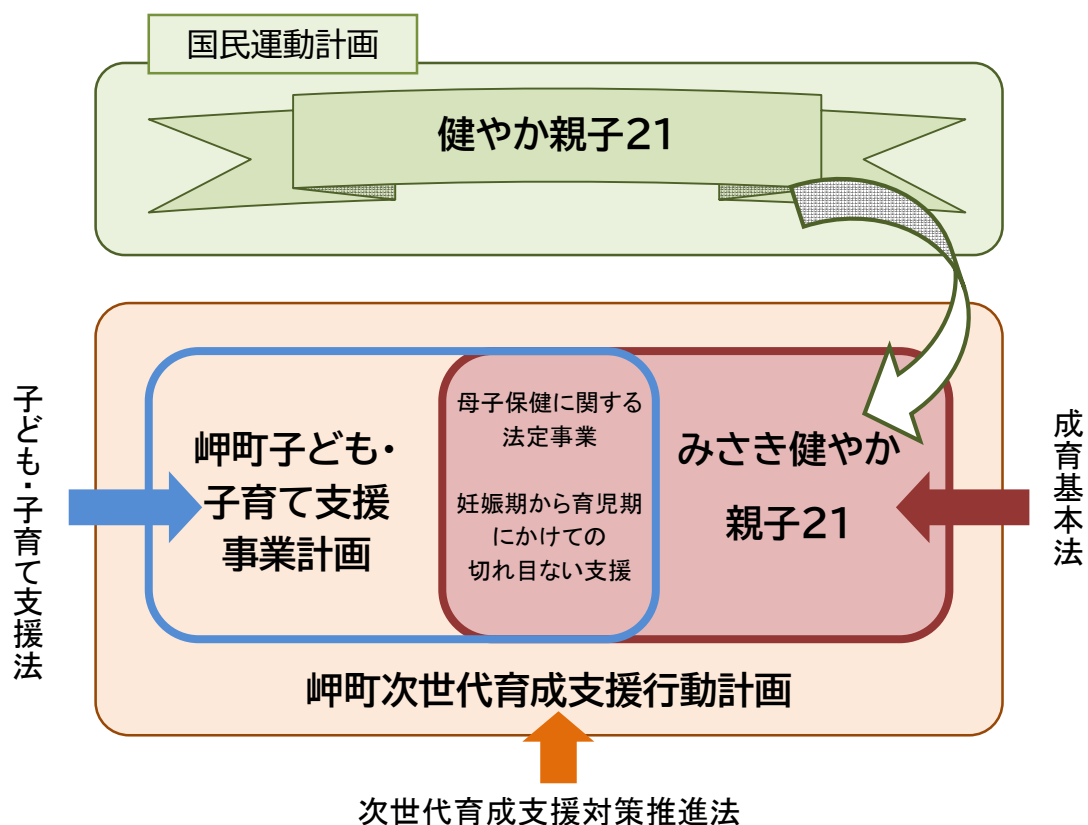
2 計画の対象と位置づけ・期間

本計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、成育基本法に基づいた法定計画であり、子ども・子育て家庭を支援する施策・事業の方針や整備計画、母子保健の取り組みを位置づけています。

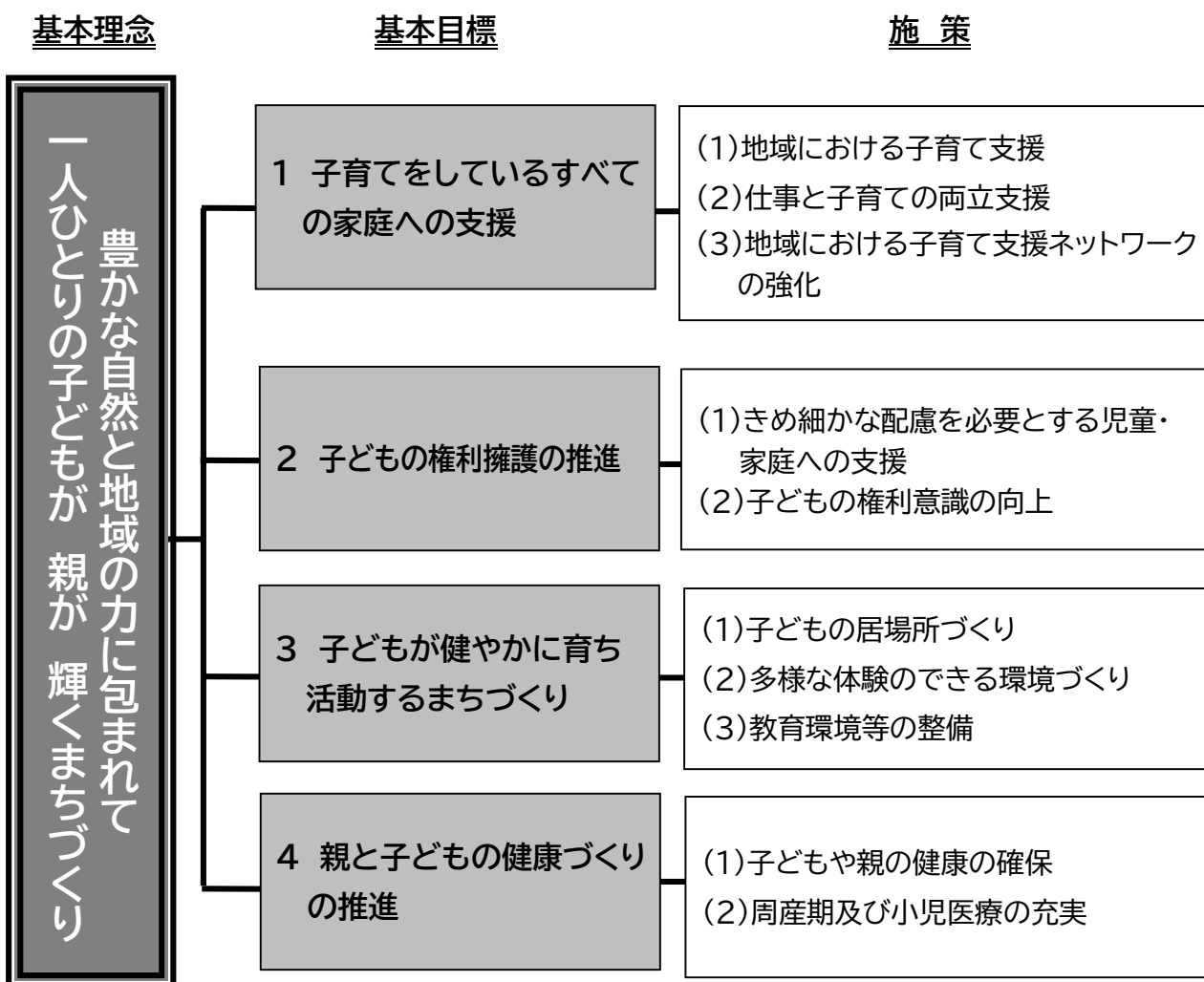
また、「岬町総合計画」及び「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画としつつ、他の福祉・健康分野等の関連計画における施策の整合性を図りながら推進します。

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

本計画を構成する3計画の関係



3 計画の体系



4 施策の概要

基本目標1 子育てをしているすべての家庭への支援

子育てをしているすべての家庭に対して、必要に応じて適切なサービスを利用することができるよう、総合的な子育て支援施策の推進を図ります。

施策の推進に当たっては、地域住民・事業者・行政が協働して子育てに参画する「岬でしかできない、岬だからできる」子育て支援活動に取り組むとともに、子育て支援のネットワークづくりを目指します。

施策	主な取り組み
(1)地域における子育て支援	地域における子育て支援サービスの充実
	子育て支援情報の提供
	子育てに関する相談支援体制の充実
	子どもの未来応援(貧困支援)
(2)仕事と子育ての両立支援	
(3)地域における子育て支援ネットワークの強化	小地域ネットワーク機能を生かした子育て支援の推進
	地域における子育て支援活動の推進

基本目標2 子どもの権利擁護の推進

子どもの権利を尊重する社会づくりを進めるために、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重することをうたった「児童の権利に関する条約」を遵守し、子どもの声を聴くことや児童虐待等の人権侵害への対応、ひとり親家庭や障がいのある子どもに対する総合的な支援等、社会的配慮を必要とする児童とその家庭への支援に取り組みます。

施策	主な取り組み
(1)きめ細かな配慮を必要とする 児童・家庭への支援	児童虐待防止対策の充実
	障がいのある子どもとその家庭への支援
	いじめ、不登校、ひきこもり対策の充実
(2)子どもの権利意識の向上	

基本目標3 子どもが健やかに育ち活動するまちづくり

子どもが安心してのびのびと過ごせる居場所の検討や、子どもの年齢や発達段階に応じたさまざまな体験機会を創出することで、健やかに育つことのできる環境づくりに取り組みます。また、生き抜く力の育成のために、学校教育環境の整備、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

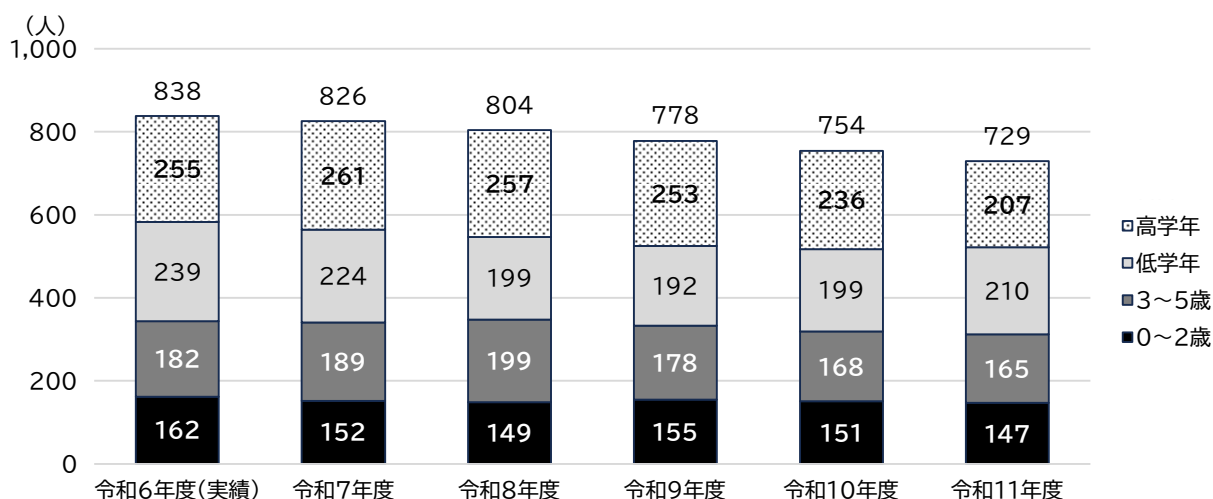
施策	主な取り組み
(1)子どもの居場所づくり	子どもの遊び場・居場所の確保
	安全・安心のまちづくり
(2)多様な体験のできる環境づくり	
(3)教育環境等の整備	

基本目標4 親と子どもの健康づくりの推進

安心して子育てができるように、妊娠・出産から思春期の成長までの各過程において、相談・支援体制を整備します。親子の健康の確保と子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠、出産から乳幼児期を経て思春期まで、子どもの健やかな成長を支援する環境をつくります。

施策	主な取り組み
(1)子どもや親の健康の確保	安心・安全な妊娠・出産への支援
	子どもの成長発達への支援
	子育て相談の充実・交流による親と子の健康づくり
(2)周産期及び小児医療の充実	

5 子どもの人口の見通し

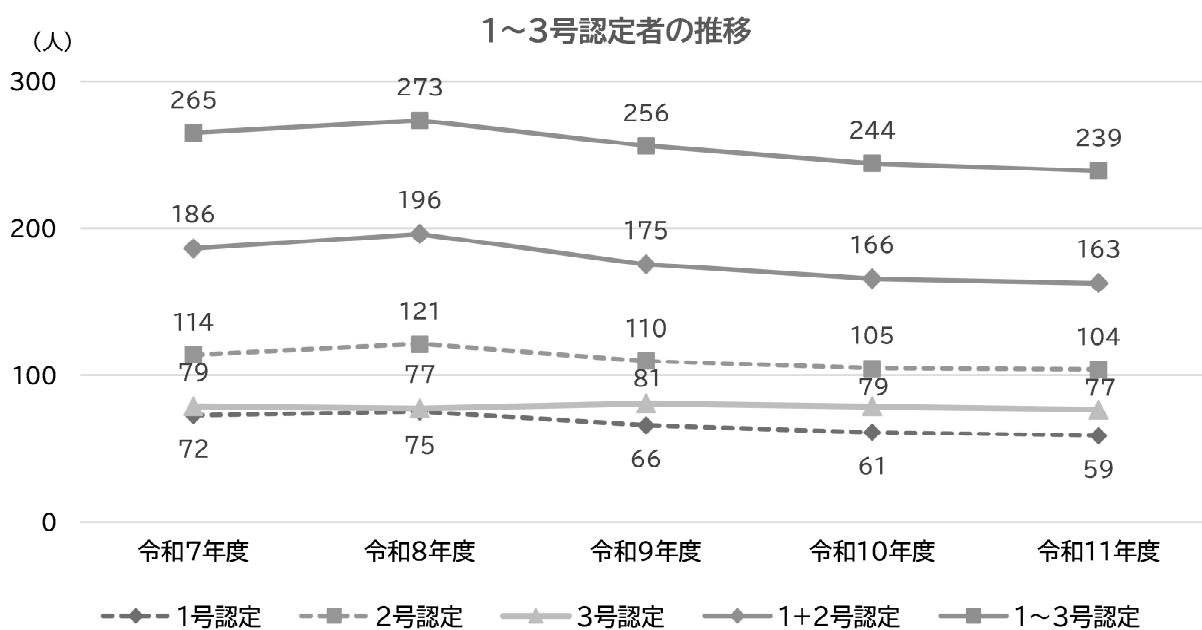


※各年度4月1日の推計値

6 幼児教育・保育の見込み量及び確保方策

①量の見込みと確保方策

1～3号認定全体としては令和8年度以降に減少が見込まれますが、3号認定(0～2歳)は横ばいの推移が見込まれます。既存の特定教育・保育施設の対応での充足を見込みます。



認定区分	対象	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前で、保育の必要性のある子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前で、保育の必要性のある子ども	保育所・認定こども園等

②教育・保育の一体的提供の推進

幼稚園、保育所においては、小学校との円滑な接続を推進する観点から、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

③質の高い幼児期の学校教育・保育に向けた取り組み

幼稚園教諭、保育士等に対する研修を充実して資質の向上を図ります。大阪府の幼児教育アドバイザーの活用や、ICTを活用した保育に取り組み、業務の質の向上と効率化を図ります。

④幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続に向けた取り組み

幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために、各施設同士の連携に加え、保幼小の連絡協議会の設置、合同研修の開催、人事交流並びに保幼小の連携を一体的に行うために所管部署の統合も視野に入れて取り組みを進めます。

保護者に向けては、小学校における学習や生活について情報提供するなど、保護者に対する支援を行います。すべての障がいのある子どもの、幼児期から義務教育段階への円滑な接続に当たっては、家庭や医療、福祉等の関係機関と連携して支援します。

7 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策

①利用者支援事業

通常の育児相談とは異なり、具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員を配置して情報提供や関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本町では、子育て支援課において、情報提供や関係機関との連絡調整、地域連携を行います。また、保健センターにおいて、妊娠期から子育て期を対象とした総合的な相談支援を実施します。

②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

本町では、岬町子育て支援センターを1か所開設しています。子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安の軽減や仲間づくりに結びつけています。今後は利用者支援事業を組み合わせ、機能強化を図ります。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)	483人日	474人日	493人日	480人日	467人日
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③妊婦健康診査事業

妊婦の健康診査受診に対し、公費負担の受診券を交付し、指定医療機関(大阪府内の医療機関)で受ける健診費用の助成を行います。また、里帰りなどで大阪府外の医療機関で受診された方に対しても、限度額の範囲で健診費用の一部を助成する制度を設けています。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児の全家庭に対して、母子の健康状態の把握、子育て情報の提供や育児支援のサポートを行います。また、おおむね生後2か月までに、保健師または助産師・看護師・民生委員児童委員等が家庭訪問し、体重測定や育児に関する相談に応じます。

⑤養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな要因で養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者に対して育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

また、岬町要保護児童対策地域協議会(愛称:みさき要保護ネット)を設置し、教育委員会と連携して緊急時の会議の招集や情報収集に当たるとともに、参加機関が連携して虐待防止等のために対応します。

⑥一時預かり事業

保育所を定期的に利用していない家庭が、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者のリフレッシュなどを目的に、日中子どもを預かる事業(一般型)です。本町では、子育て支援センターにおいて実施しています。

また、幼稚園における在園児を対象とした預かり保育が幼稚園型一時預かり事業となります。町内の3幼稚園すべてで預かり保育を実施しています。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一般型	①量の見込み (年間延利用/人日)	159人日	113人日	104人日	99人日	97人日
	②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
幼稚園 型※	①量の見込み (年間延利用/人日)	1,849人日	1,744人日	1,532人日	1,419人日	1,367人日
	②確保の内容	3か所	2か所	2か所	2か所	2か所

※令和7年度の教円幼稚園の閉園に伴い、令和8年度以降の量の見込みが減少しています。

⑦子育て短期支援事業

保護者が疾病、出産、出張、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に児童養護施設や乳児院で子どもを預かります。

本町では、町外の児童養護施設と契約しており、必要な人については随時利用可能です。

⑧ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童のいる子育て家庭を対象に、育児の支援を依頼したい人と援助を行いたい人との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行います。具体的には、保育所への送迎や放課後の預かり、冠婚葬祭や買物等の私用の際の一時預かりなどがあります。

本町では、直営で事業を行っています。

⑨延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の保育時間を超えて保育する事業です。本町では、平日・土曜日とも基本利用時間8時30分～15時30分を7時～19時に保育時間を延長しています。

⑩病児保育事業

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。町内の3保育所にて体調不良型を実施しています。

また保護者のニーズを踏まえ、病児対応型・病後児対応型の新規開設に向け、検討を行います。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用/人日)	503人日	490人日	474人日	459人日	444人日
②確保の内容	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

⑪放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供して、健全育成を図ります。本町では、2か所(淡輪学童・深日学童)で実施しており、6年生まで利用可能です。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間利用人数/人)	203人	191人	186人	182人	174人
②確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育料のほかに、施設によって実費徴収等の上乗せ徴収が行われる場合に、上乗せ部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。必要に応じて実施を検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規に事業を開始しようとする事業所に対して、実地支援、相談・助言等を行う事業です。今後、必要に応じて実施を検討します。

⑭妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期からアンケートや面談による情報収集や相談等の、伴走型相談支援を行う事業として、新たに創設された事業です。本町においても、妊婦のための支援給付と組み合わせる効果的に実施します。

⑮乳児等通園支援事業【新規】

「こども誰でも通園制度」という通称で、令和8年度から全国一律で実施することとなった事業です。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育園等を提供する事業です。本町においても実施に向けて体制を整備します。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間利用人数/人)	-	4人	4人	4人	4人
②確保方策	-	4人	4人	4人	4人

⑮産後ケア事業【新規】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。育児支援を特に必要とする産後1年未満の母子を対象に、「宿泊サービス」や「デイサービス」等により、母体・乳児のケア及び今後の育児に資する指導等を行います。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延人数／人日)	3人日	5人日	7人日	10人日	15人日
②確保方策	3人日	5人日	7人日	10人日	15人日

⑰子育て世帯訪問支援事業【新規】

新たに創設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える世帯を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

既存事業との組み合わせを含め、有効な事業のあり方を整理しながら、今後の実施を検討します。

⑱児童育成支援拠点事業【新規】

新たに創設された事業で、養育環境等に課題を抱える子どもに対し、居場所となる場を提供し、多様な支援を行う事業です。既存事業との組み合わせを含め、有効な事業のあり方を整理しながら、今後の実施を検討します。

⑲親子関係形成事業【新規】

新たに創設された事業で、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等の情報提供、相談及び助言、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業です。今後の実施を検討します。

8 計画の推進

本計画の推進に当たっては、住民、教育・保育施設、学校、その他子育てに関わる関係機関・団体などの各主体が、子どもの成長に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、連携しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の総合的な推進に取り組みます。

計画に基づく取り組みや施策を推進するため、毎年度「岬町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の管理・評価を行います。管理・評価をふまえて取り組みの充実・見直しの検討を行い、次期計画の策定につなげます。

第3期みさき子どもとおとなも輝くプラン【概要版】

令和7年3月

岬町 しあわせ創造部 子育て支援課

〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000-1

電話 072-492-2709 FAX 072-492-5814